

議第1号議案

新座市議会の議員の政務活動費の交付の特例に関する条例

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月16日提出

提出者	新座市議会議員	助川	昇
賛成者	//	白井	忠雄
	//	野中	弥生
	//	荒井	規行
	//	富永	孝子
	//	小野	大輔

提 案 理 由

本市の財政状況を鑑み、また、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止対策や経済対策等に寄与することを目的として、新座市議会の議員の政務活動費の交付に関する条例の規定に基づいて交付する政務活動費の額を減額するため、この案を提出する。

新座市議会の議員の政務活動費の交付の特例に関する条例

令和3年度分の政務活動費についての新座市議会の議員の政務活動費の交付に関する条例（平成13年新座市条例第1号）第3条の規定の適用については、同条中「20,000円」とあるのは、「13,000円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。